

川崎市税公告第123号

次の市税に係る税額変更(決定)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	市民税・県民税・森 林環境税(普通徴収)	第1期分以降		計1件

(別紙省略)